

第121回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
村田 沙織	市長	<p>1 議案第35号 淡路市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) これまで特別永住者証明書等の不正利用事例は、確認されているのか。</p> <p>(2) IC化、デジタル化により、具体的にどのような改善効果を見込んでいるのか。</p> <p>(3) 個人情報保護対策は、どのようになっているのか。</p> <p>(4) 本制度導入により、自治体窓口業務の負担は増加するのか。又は軽減されるのか。</p> <p>2 議案第42号 財産の取得の件（教育用タブレット端末等）</p> <p>(1) 随意契約とした理由について、前回利用後の教育効果及び運用面の検証をどのように行ったのか。</p> <p>(2) 他社への切替可能性について、技術面・費用面を含め、検討したのか。</p> <p>(3) 日本電通株式会社の他自治体における導入実績を、どのように評価したのか。</p> <p>(4) 次回更新時も同社との随意契約を想定しているのか。また、競争性確保について、どのように考えているのか。</p>

第121回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を 求める者	質問の 要旨
鎌塚 聡	市長	<p>1 承認第2号 淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>(1) 第33条の改正による影響と、その対象となる人数を過去の実績から試算するとどれくらいか。</p> <p>(2) 現行附則第7条の3を削除する影響について</p> <p>(3) 附則第10条の2第11から13項のわがまち特例の項目が削除されるが、その影響を過去の実績から試算するとどれくらいになるか。</p> <p>(4) この度、環境性能割に関連するものが削除、改定されるが、影響額等は予算化していたがなぜか。</p> <p>2 承認第3号 淡路市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>(1) 第1条による改正の中で、</p> <p>ア 第2条2項で最高限度額を66万円から67万円にかえることでの影響人数と影響額は。</p> <p>イ 第28条で5割、2割の減額となる各々の影響人数、影響額は。</p> <p>(2) 第2条による改正で限度額を設けることでの影響人数、影響額は。また、3月定例会の議案第7号の提出の際は、限度額は想定していなかったのか。</p>